

海外 MICE 見本市（IMEX Frankfurt）東京ブース共同出展者の募集について

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、東京の魅力を国内外にアピールする機会であるとともに、高い経済波及効果が期待できる M I C E の誘致を積極的に進めております。その一環として、この度、ドイツ・フランクフルトで開催予定の見本市に東京ブースを初めて出展します。

つきましては、共同出展者の募集を行いますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

1. 海外見本市出展：対象見本市及び東京ブース概要

	ドイツ (フランクフルト)
名称	IMEX Frankfurt
日程	令和6年5月14日-16日（3日間）
会場	Messe Frankfurt
Web サイト	https://imex-frankfurt.com/
出展面積	約 110 m ² 程度
来場者数	11,764 人（昨年実績）
特色	欧州最大の規模を誇る MICE 見本市の一つ。バイヤーは欧米市場が中心。 アソシエーション系のバイヤーが多いことも特徴の一つである。
共同出展者数	10 者程度

※東京ブースの設営や事務局業務等、財団の業務の一部については、財団の委託事業者によって提供される旨、予めご了承ください。

2. 目的・事業内容

(1) 出展目的

世界的に主要な MICE 見本市において、都内事業者やビジネスイベント先進エリア等団体との共同出展を通じた官民連携による「A L L T O K Y O」でのプロモーションを展開することにより、MICE 開催都市としての東京のプレゼンス強化を図る

(2) 事業内容

- 各事業者の新たな取組等を紹介することにより、MICE 開催都市として安全・安心な東京の魅力や強みを P R する。
- 財団と共同で、海外で開催される MICE 見本市へ出展し、現地にてバイヤーとの商談等を実施

(※商談アポイントメントは各自で登録・ご調整となります)

3. メリット

(1) 出展にかかる負担の軽減

見本市への出展料及び小間装飾費用を財団が負担します。また、出展ブースの設計等に伴う、主催者との調整等も財団及び財団委託事業者が行いますので、単独出展を行うよりも、費用及び手間の負担が大幅に軽減されます。 ※ 費用の詳細は、「4.費用」をご確認ください。

(2) MICE 誘致の絶好の PR 機会の提供

開催現地を訪問し、世界各国のバイヤーと直接面会することは、バイヤー・セラー間の信頼関係の醸成に繋がると共に、MICE 誘致において絶好の PR 機会と言えます。また、共同出展としてブースを設置することで、来場者の関心を引くことができます。

(3) 「ALL TOKYO」としての効果的な PR

統一的なブースデザインで集客率の向上と効果的な PR が期待できます。また、共同出展者同士の関係も深まり、「ALL TOKYO」としての一体感の強化及び連携した取組みに繋がります。

4. 費用

(1) 財団負担経費

- ①見本市への出展料
- ②小間装飾費用

※①～②は財団で負担するため、共同出展者へのご負担はございません。

(2) 共同出展者負担費用

上記財団負担経費①～②以外の経費

<例>

- ①見本市において独自で必要となる展示品・備品・パンフ等（送料含む）
- ②現地への渡航費、宿泊費、食費、交通費、出入国に関連する経費、海外旅行傷害保険料等
- ③その他、航空券や現地宿泊先等の手続きに係る費用等

5. 募集要件

次の（１）～（７）に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 海外からの MICE 誘致・開催に携わる都内の事業者等（エリアマネジメント団体、会議施設、DMC、イベント会社、ホテル等）であること。
- (2) 共同出展者は、見本市の会期中、自社等の事業内容の説明・商談ができるスタッフを 1 名以上、共同出展者負担で派遣できること。

- (3) 今後海外からの問い合わせ等に対応できること。
- (4) 本募集案内に記載の全ての事項を理解し、同意していること。
- (5) 事前・事後に開催する出展者会議（共同出展者相互の共同出展意識を統一する等を目的とするもの）に参加が可能であること（日時は後日決定）。
- (6) 共同出展者は見本市終了後、商談実績（商談件数、成約案件の詳細）・成果等を財団へ報告できること。
- (7) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でない判断されるものではないこと。

6. 募集及び決定方法等

<募集スケジュール>

2024 年 2 月 8 日（木）	共同出展者の募集開始
2024 年 2 月 29 日（木）17：00	共同出展者の募集締め切り
2024 年 3 月 4 日（月）※予定	共同出展者の内定連絡
2024 年 4 月上旬	共同出展者の決定通知

<共同出展者の決定について>

- (1) 提出いただいた出展申込書及びプロフィールシートを基に、財団にて協議のうえ、出展目的・募集要件と照らし合わせ、決定いたします。
- (2) お申込みが多数の場合は、抽選とさせていただきます。予めご了承ください。
- (3) 本見本市への出展は、令和 6 年度東京都予算が東京都議会において可決・成立し、令和 6 年度の財団の収支予算が令和 6 年 3 月 31 日までに財団評議員会で承認された場合において、令和 6 年 4 月 1 日に正式に確定するため、共同出展者についても、令和 6 年 3 月 31 日までは内定とさせていただきます、令和 6 年 4 月 1 日以降に決定とさせていただきます。

<その他>

- (1) 出展可否については、後日応募者全員に財団よりご連絡いたします。
- (2) お申し込みいただいた見本市が延期された場合、財団の判断により、延期後の同見本市にそのままお申込を移行させていただきますことがあります。その場合、原則としてお申込の諸条件は維持されますが、詳細は延期の際に併せてご案内させていただきます。
- (3) 原則として、同一年度内に開催される見本市への共同出展において、1 社（団体）につき、年度内 1 回の出展となります。

7. 注意事項

(1) 海外見本市東京ブースについて

- 東京ブースの設営や事務局業務等、財団の業務の一部については、財団の委託業者によって提供される旨、予めご承知ください。
- ブースのレイアウト・デザイン・コンセプト等、ブースに係る体裁や運営一切については、財団にご一任いただきますので予めご了承ください。
- スペースの都合上、海外見本市への参加者数は1社(団体)あたり2名までとさせていただきます。
- ブース/イベントにおける衛生管理については、見本市・施設によるガイドラインに則り実施いたしますので財団の指示に従ってください。
- 海外見本市の共同出展者は配置決定小間内の全部又は一部を第三者に転売、売買、交換又は譲渡することはできません。

(2) 共同出展者の各種手配等

- 見本市開催域内に所在する貴機関・団体の拠点からのご参加等も可能です。
- **移動、宿泊に係る渡航経費、出入国に関連する経費、滞在中の体調不良による延泊経費等は共同出展者のご負担**となります。主催者による見本市の中止や出入国規制が実施され、東京ブースの出展を見合わせざるを得なくなった場合等、ご手配済のフライトやホテル代等につきキャンセルチャージが発生しても財団は負担致しかねます。
- 出入国手続きや、移動、宿泊に係る手配関係は各自でご準備ください。海外渡航や開催国への入国に支障があった場合でも、財団では一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

(3) 損害賠償及びキャンセル料等

- 共同出展者決定後のキャンセルは、原則不可とさせていただきます。決定後、共同出展者の都合により出展を取り消した場合、共同出展者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとします。
- 共同出展者の手続きの不備により、開催国へ入国が出来ず出展不可となった場合等、共同出展者都合によるキャンセルがあった場合には、それまでに発生した作業に係る実費のご負担をお願いする場合がございます。予めご了承ください。
- 財団及び本事業の財団委託事業者は、P R用製品及び資材等の盗難、紛失、火災、破損や、共同出展者が会場を使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害についてその責任を負わないものとします。
- 共同出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは会場等の建造物又は人身等に対する一切の損害について、責任を負うものとします。
- 財団は、見本市主催者による会期の変更・開催の中止及び天災、現地治安情勢、その他特別な事情により、財団が本事業を中止したことにより生じた共同出展者及び関係者の損失及び損害は補償しません。

(4) その他

- 財団及び財団が指定した業務委託先が記録のために撮影した写真等は、本事業の報告及び広報目的に使用することがありますので、予めご承知おきください。
- 天変地異、政治状況の劇的な変化等により、実施内容等に変更が生じる可能性がございますので、予めご承知おきください。なお、変更が生じた場合は別途お知らせいたします。
- その他、本稿に定めのない事項及び本稿の解釈に疑義が生じた場合は、共同出展者と財団との協議により決定することとします。
- 本見本市への出展は、令和6年度東京都予算が東京都議会において可決・成立し、令和6年度の財団の収支予算が令和6年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和6年4月1日に正式に確定いたします。

8. 開催国及び出入国に係る手続きについて

開催国情報及び出入国に係る手続きに関しては、以下サイト等をご参照の上、各自にてご確認をお願いいたします。海外渡航に支障があった場合でも、財団では一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 在ドイツ日本国大使館

https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

■ 外務省

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

9. お申込み・お問合せ

2月29日（木）17：00まで

上記期日までに、別紙出展申込書・プロフィールシートを電子データ（Word形式）にて下記ご提出先までご提出ください。

出展の可否につきましては、財団で協議の上、3月4日（月）までに連絡させて頂く予定です。

■ご提出先・お問合せ：東京観光財団コンベンション事業部（担当：安孫子、阿部、窪田、藤村）

Email: h.abiko@tcvb.or.jp / n.abe@tcvb.or.jp / kubota@tcvb.or.jp